

伝統野菜を見直そう vol.7

種苗育成者の権利強化を目的に種苗法が改正され、商標登録による囲い込みも始まり、種の世界もすこし騒がしくなってきました。

種苗囲い込みの動き

農産部会主任研究員 成田国寛

Message

■心配の種

長年自家採種と育種を行っている、はちまき自然農法グループの岩崎さん。その岩崎さんが常に心配していることがあります。品種登録や商標登録などによる種の囲い込みの動きです。種苗も特許と同じように育成者の権利が認められていますが、法律の度重なる改正で権利の幅がますます大きくなっています。そのため将来的に種が生産者の手の届かないところに行ってしまう可能性も否定できなくなってきました。

Radixでも種の活動をはじめて間もないだけに、他人事ではありません。

■育成者の保護、どこまで

品種育成者の権利を保護するため、

昭和53年に種苗法による品種登録制度が創設されました。品種登録がおこなわれると「育成者権」の効力が発生し登録品種（登録品種と明確に区別されない品種、従属品種を含む）を独占的に利用できるようになります。そして育成者権の侵害があった場合、法的に保護されているため民事・刑事上で解決されることとなります。

ところで今年6月にも種苗法が改正されましたが、これはイチゴ「とちおとめ」やインゲン「雪手亡」などの種苗が無断で海外に持ち出され、収穫物となって大量に輸入・販売されたことが発端となっています。一部の種苗会社や商社が関わっていたこともあり、それらの動きを牽制するため、育成者の権利を種苗だけで

なくその収穫物まで広げ罰則も厳しくなりました。さらに主産地では収穫物の遺伝子解析による違法輸入のチェックを検討しているとも聞いています（「加工品」は育成者の権利の対象から除外されています）。

種苗会社と自家増殖を制限する契約を結んでいる場合と、栄養繁殖をする植物（花卉類、シイタケなど）をのぞけば、今でも農家による自家採種は法的に認められています。特にRadixが進めようとしている在来種は新規に品種登録されることがないため育成者権の問題もなく安心です。また登録品種であっても新品種の育成や試験研究のために増殖・栽培することは可能です。

育成者権を強めることは海外から

Message

岩崎さんの日常風景

7月15日、長崎の岩崎政利さん（はちまき生産グループ）の圃場を見学してきました。種に囲まれた風景がそこにはありました。



採種 種用ハウスの中。採種用果実の保管や種取りをする場所です。採種には雨が天敵、タイミングをみて収穫しハウスの中で充実させます。在来種のカボチャ、ダイコン、ニンジン、トマトの採種作業が行われていました。

— ニンジンの種をあやしている様子。十分乾燥させてから種をとります。



カ ボチャやトマトの種取りは手間がかかります。種の周りについている発芽抑制物質を取りのぞく必要があるからです。岩崎さんはカボチャからとった種をビニール袋に入れ、少し発酵させることで発芽抑制物質を取りのぞいていました。その後、日光にあてて種子の表面を軽く消毒し保存します。



採種 圃場近の葉ゴボウ。播種から採種まで2年かかります。とげとげした実はオナモミのように衣服にくっつきま